

地域広帯域移動無線アクセスシステムの整備に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と東京アンテナ工事株式会社（以下「乙」という。）は、江戸川区区内における地域広帯域移動無線アクセスシステム（以下「地域BWAシステム」という。）の整備について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地域BWAシステム整備について、甲及び乙の連携に必要な事項を定め、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲は、本協定に基づき乙が行う地域BWAシステムの整備に賛同する。

2 乙は、区民等の安全・安心及び区民生活に係る利便性の向上に資するよう、災害時及び平常時の情報通信基盤となる地域BWAシステムを整備するとともに、地域BWAシステムの整備及び運営に関する一切の責任を負い、甲に対して費用負担を求めないものとし、地域BWAシステムの整備及び運営に当たり、区又は区民等に損害を生じさせた場合には、自らの責任にて当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、地域BWAシステムの整備及び運営について、甲へ進捗状況等を報告するなどの連携を図り、令和2年8月を目途に地域BWAシステムを整備しサービスの提供を開始するものとする。

4 乙は、区民等に対し、地域BWAシステムを活用した有償のインターネットサービス（以下「サービス」という。）の提供を行うものとする。この場合において、乙は、甲乙協議の上定めた日から地域BWAシステムの無線局免許の有効期間満了までサービスを提供するものとする。

5 甲は、地域BWAシステムについて、乙に周知、広報活動等の協力を行うものとする。

6 乙は、サービスの一層の普及・活用及び電波の有効利用並びに事業基盤の安定的な運営を図るため、他の電気通信事業者等に対し、サービスを提供するものとする。

7 乙は、江戸川区区内における公共の福祉の増進に寄与するよう、地域BWAシステムを活用した事業を計画し、甲に提案するものとする。

8 甲は、前項の規定により提案された事業について、実施の可否を判断するとともに、当該事業の実施に当たっては、乙と協議の上、内容の詳細、費用等について別途覚書に定めるものとする。

9 新たな協定の締結については、地域BWAシステムの整備状況、第7項及び第8項に関する実施状況等を踏まえ、甲乙協議の上定める。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、地域BWAシステム無線局免許の取得日から5年間とする。

2 前項の期間は、期間が満了する日の3か月前までに甲及び乙のいずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。なお、本協定延長については、前項の地域BWAシステム無線局免許の再免許取得を条件とする。

3 前2項の規定にかかわらず、地域BWAシステム無線局免許の失効により本協定は終了するものとする。

（協議）

第4条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定す

る。

本協定書は、2通作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

令和2年6月3日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区
江戸川区長
齊 藤 猛

乙 葛飾区東新小岩五丁目19番2号
東京アンテナ工事株式会社
代表取締役社長
三 矢 宏

覚書

江戸川区（以下「甲」という。）と東京アンテナ工事株式会社（以下「乙」という。）とは、令和2年6月3日締結の地域広帯域移動無線アクセスシステムの整備に関する協定（以下「協定書」という）第2条第8項に基づき、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（通信ネットワーク基盤の整備）

第1条 乙は地域広帯域移動無線アクセスシステム（以下「地域BWAシステム」という。）が円滑に動作するよう、通信ネットワーク基盤を構築する。地域BWAシステム基地局は江戸川区全域をカバーできる局数とし、ネットワーク通信量の増加やユーザーからの要望に応じて最大200局まで増設するものとする。

（通信速度の確保について）

第2条 乙は、総務省の電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）に定められた地域BWAシステム無線免許（以下「無線局免許」という。）の必要条件に加えて、実効性のある通信品質を江戸川区全域に提供するものとする。

2 地域BWAシステムの伝送速度は、受信最大110Mbps、送信最大10Mbpsを確保する。

（区民向けサービス）

第3条 乙は、次の各号のサービスを行うものとする。

- （1） 区民、事業者向けサービスとして、前条2項の通信速度を確保した有償によるインターネットサービスを行うものとする。
- （2） 乙は、区民向けサービスを行うにあたり、その料金につき、地域BWAシステムと同等サービスの市場価格よりも安価なものとしなければならない。ただし、経済状況等を踏まえ料金の変更の必要が生じた場合、乙は、甲に事前に通知し、甲乙協議の上変更する。
- （3） 前各項のサービスのほか、乙は、区民の福祉の増進となるサービスに積極的に取り組むこととする。

（公共サービスの提供）

第4条 乙は、甲に対し次の各号に定める公共サービスを無償で提供すること。

- （1）乙は甲に対し、災害時の情報連絡端末として、甲が指定するタブレット端末、モバイルルータを400台提供するものとする。提供先は甲が指定する場所とする。
- （2）乙は甲に対し、災害時用の外国語対応として、甲が指定する自動翻訳機端末を60台配備するものとする。提供先は甲が指定する場所とする。
- （3）乙は甲に対し、水害時用の河川監視手段として、乙が指定する閲覧システムを含めた河川監視カメラを4台設置するものとする。設置箇所は甲が指定する場所とする。
- （4）乙は甲に対し、災害時の映像等の監視手段として、区災害対策本部室で操作、閲覧可能な映像中継機を提供するものとする。映像中継機は2台とし、甲が所有するドローンシステムに連携可能なものとし、映像の提供については別途定める災害時協力協定によるものとする。
- （5）乙は甲に対し、「江戸川区総合防災訓練」等において前号のドローン設備を活用した映像提供を行うこと。提供内容は甲乙協議の上決定し、提供回数は5回とする。

2 前項各号に定める無償提供サービスの範囲は、端末費（初期導入分）、通信費とする。保守費等、その他必要な維持管理費については、甲乙協議の上これを決定する。なお、端末等の初期導入分においては、メーカー保証範囲内での修理等は甲の責任において実施する。

3 協定書及び本覚書以外に地域BWAシステムを利用する場合は、甲乙協議の上決定し、通信費には月額1,200円(税別)とし、災害時優先接続回線とする。経済状況等を踏まえ料金の変更の必要が生じた場合は、甲乙協議の上変更する。

(地位の承継)

第5条 乙が自らの特別な事由又はやむを得ない事情により協定書の地位を他の事業者に承継する場合、当該手続に必要な費用は乙の負担とし、乙の責任において実施するものとする。その場合は甲乙協議の上、決定するものとする。

2 前項の規定の適用に当たり、本覚書において「乙」とあるものは「承継事業者」と読み替えるものとする。この手続は、すべて乙が承継し、行うものとする。

(費用の負担等)

第6条 甲は乙に対し、本協定及び本覚書において甲が負担すると定めた費用以外の一切の費用を負担しないものとする。

(協議)

第7条 本協定及び本覚書に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本覚書は、2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年6月3日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区長 齊藤 猛

乙 葛飾区東新小岩五丁目19番2号
東京アンテナ工事株式会社
代表取締役社長 三矢 宏